

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(1)の款世田谷区立若林五丁目公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年10月29日から施行する。